

がん社会 を 診る

中川 恵一

がんは細胞の老化といえる病気です。このため、年齢とともに急増します。一生涯にがんになる確率は2011年時点で、男性は62%、女性では46%でした。ただ、65歳までにがんを発症するのは、全体の15%にとどまります。それでも会社員の約6人に1人が、がんになる計算です。

前々回紹介しましたが、現役世代ががんになったときのお金の問題は、医療費の支払いもさることながら、収入減にあります。ただ、この問題に直面しても、医療費支出の上限を定める高額療養費制度をはじめ、経済的負担を軽減する社会保障制度はたくさんあります。

公務員や会社員ががんでも働けなくなり、給与が支払われなくなつた場合、標準報酬額の3分の2が「傷病手当金」として支払われます。受給できる期間は最長で1年半です

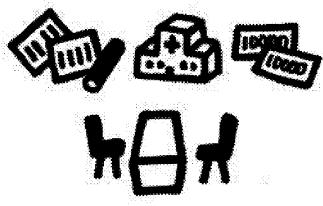
が、退職後も引き続き、残りの期間分を受け取ることが可能です。しかし、退職日に出勤してしまうと、継続給付を受けの条件を満たさなくなってしまいます。退職日の翌日以降の受給ができないので、注意が必要です。

現役世代ががんになった場合、3人に1人が職場を離れていますが、私はできるだけ離職しないよう勧めています。がんは完治すれば、体面でもほぼ元通りになるからです。がん治療を通院で受けられる時代となり、治癒率も全体で6割、早期なら9割以上となっています。

やむを得ず退職したケースでは、失業保険の受給を検討します。労働の意思と能力がある人が支給対象です。がんでまったく働けない場合は対象外です。

がんで働けなくなり生活に支障をきたした場合は、「障害年金」を受けられる可能性があります。直腸がんなどで人工肛門を付ける、喉頭を全摘出する、在宅酸素療法を実施する、といった目に見える機能障害がある場合以外でも、対象になります。たとえば、治療による倦怠(けんたい)感で仕事ができなくなり、1年半改善しないなどのケースです。

しかし、こうした社会保険制度はすべて、患者側で申請する必要があります。受給資格があつても制度を知らなければ、適用されません。社会保険労務士などの専門家に積極的に相談するとよいでしょう。(東京大学病院准教授)



イラスト・中村 久美

収入減、社会保障制度活用を